

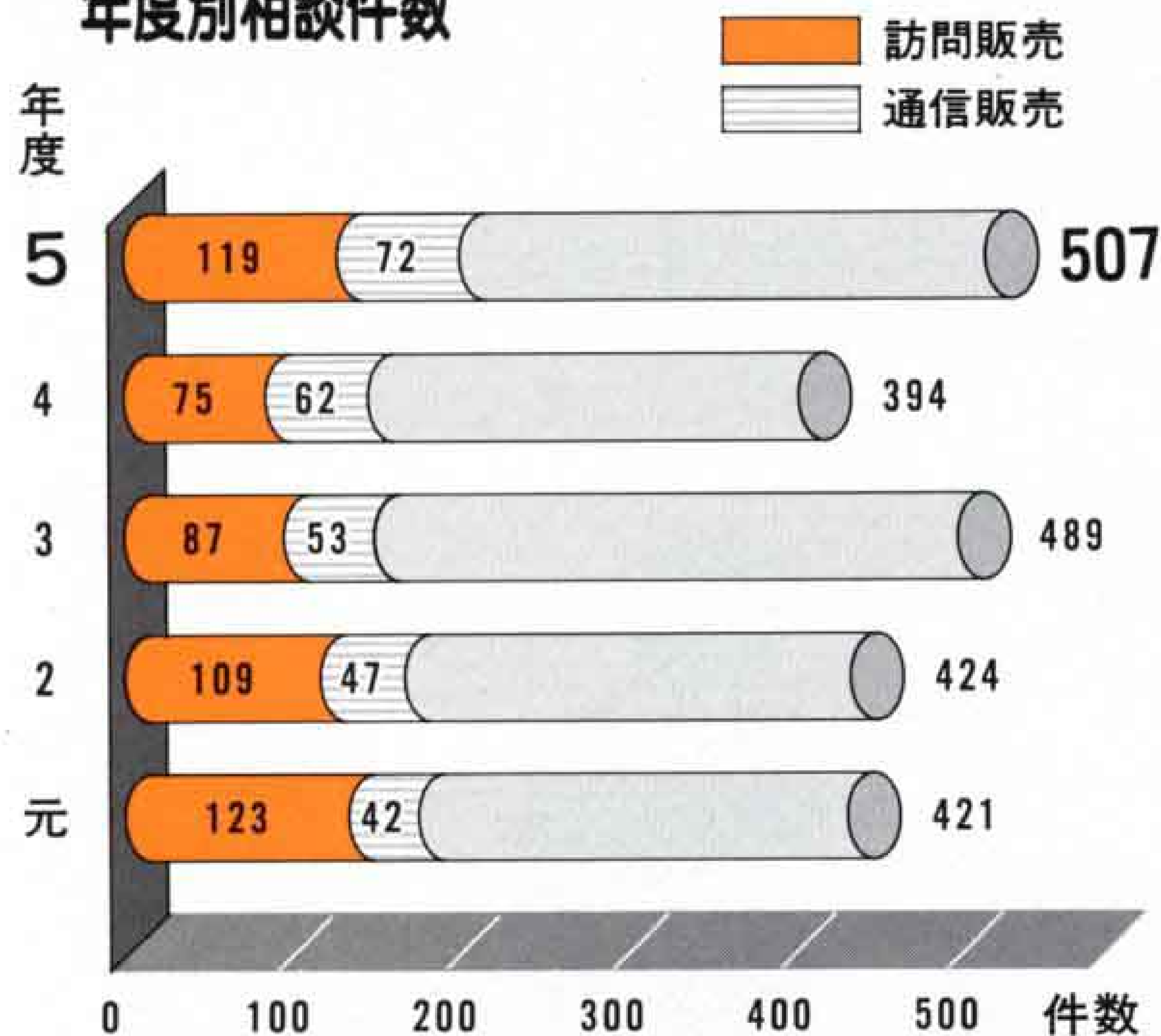
TA

その話 ちよつと うますぎない

「今がチャンス」「あなたは選ばれました」「もうかる話があるんだけど」「絶対損はさせません」といった巧みな言葉。こんな話術に乗せられ、必要ではないものを買ってしまった……こんな経験、あなたにはありませんか。このような悪質な手口の被害に遭って、「解約したい」など、富士市消費者生活センターに寄せられた相談件数は、平成五年度一年間で五百七件と、過去最高。前年度と比べると二十八・七パーセントもふえました。業者の手口が巧妙になり、相談件数もふえ、内容も複雑化しています。

今回は、実際どのような相談が寄せられているか、どうしたら被害に遭わないかをお知らせします。

●消費生活センターに寄せられた年度別相談件数

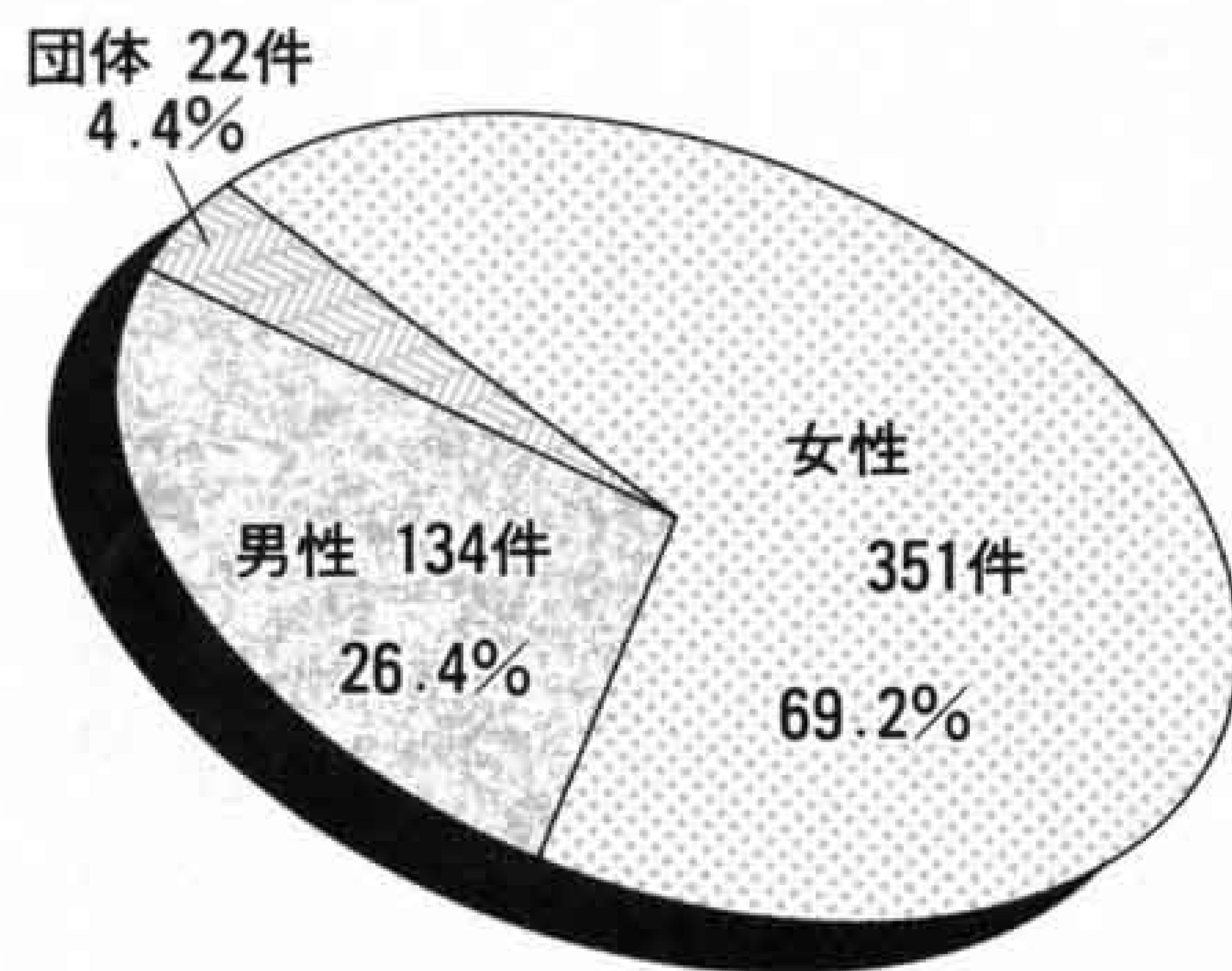


●主な相談内容(平成5年度)

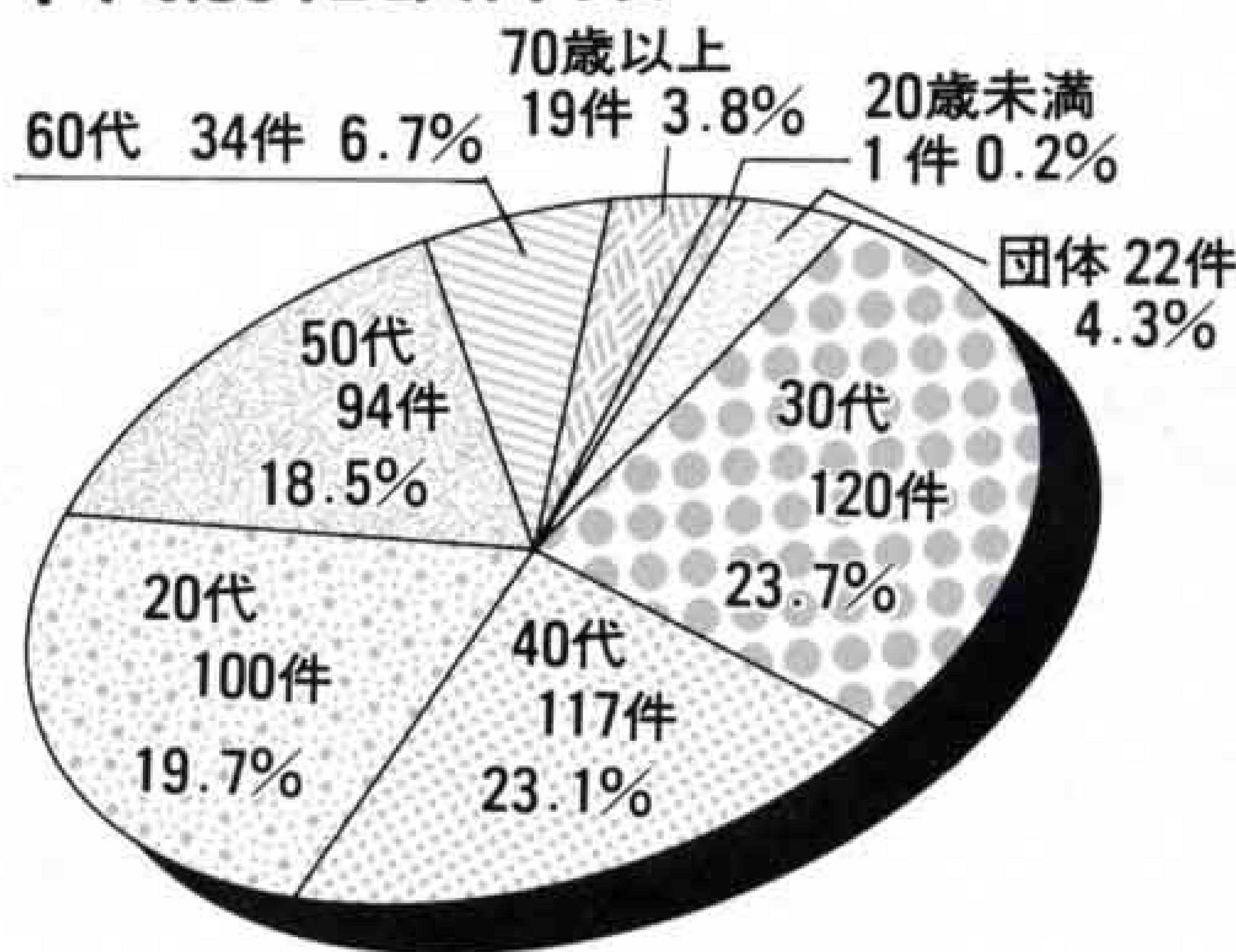
5位

順位	内容
①	資格取得講座
②	学習教材
③	エステ・化粧品
④	布 団
⑤	住宅(補修・建築)

●性別相談件数(平成5年度)



●年代別相談件数(平成5年度)



市内では
こんなケースが
多発しています

●資格取得講座(サムライ商法)

ここ二、三年で急増しているのがこのケース。特に二十〜三十代がターゲットにされています。クーリング・オフという解約制度が効かないこと、また資格時代をとらえ、業者はあなたをねらっています。

どんなケースでもそうですが、「今がチャンス」「あなたは選ばれました」と急な決断を迫り、「今の時代、資格を持っていないければ」などと、巧みな言葉で勧誘してきます。

例としては、突然、職場に電話が入り、勧誘を受けます。職場なので無礼な対応ができないため、「けっこうです。いいです」とあいまいな返事をしていくと、後日教材が送られてきて受講料を払うはめに。

電話の場合、口約束で契約が成り立つので、必要がなければ「いいえ」とはっきり断ることが大切です。

●布団(催眠商法)

特にお年寄りがねらわれます。ただで景品がもらえる、近所の集会所に集められます。雑貨、食品類などを「欲しい人は手を挙げて」と、次々に景品を配り、最後に「特別半額。この布団が欲しい人」と言われ、雰囲気につられつい手を挙げて買ってしまうケース。不必要なものを、市価の何倍もの値段で買わされてしまいます。

DA

●年代別相談内容 ベスト5 (平成5年度)

20代

順位	内 容
①	資格取得講座
②	各種会員権
③	エステ・化粧品
④	学習教材
⑤	健康食品

30代

順位	内 容
①	資格取得講座
②	学習教材
③	化粧品
④	住宅(補修・建築)
⑤	サラ金・クレジット

40代

順位	内 容
①	学習教材
②	米
③	住宅(補修・建築)
④	和 服
⑤	化 粧 品

50代以降

順位	内 容
①	布 団
②	住宅(補修・建築)
③	米
④	和 服
⑤	資格取得講座



消費生活センター相談員

上柳成美さん
村上泰子さん

相談者と業者の間に入り

問題解決の糸口を

消費生活センターの相談員は二人。商品に対する質問、苦情など消費生活に関する相談なら何でも受け付けています。

「うまい言葉に乗せられ、契約してしまったけど解約したい」などの相談に対して、細かく内容を聞き、どのようにすればよいかをアドバイスします。場合によっては、相談者が一方的に被害を受けていると思ひ込んでいるケースもありますので、どのように販売したかなど、業者への問い合わせもします。

このような場合には、相談者と業者の間に入って、問題解決の糸口を見出すことが大切。時には、両者を呼んで話し合いをして、解決の方向へ導きます。

おかしいなと思ったら

時間を置いて

相談のケースは、千差万別。しかし、どのケースにも言えることは、「今がチャンス」「あなただけに」「絶対損はさせません」などに「特別だということや、うまい話を持ちかけ、期間限定ということなどで早急な契約を迫ること。巧みな話術で、考える時間を与えさせません。」

もしそのような誘いがあり、少しでもおかしいと思ったら、すぐには契約しないでください。訪問販売などの場合は、契約してから八日以内なら「クーリング・オフ」という解約制度で、違約金なしで全額返金されます。しかし、商品によって対象にならないものもありますし、電話などで誘われる通信販売や、店舗へ出向いての購入

などはこの制度が効きません。

ですから、本当に今自分に必要なものか、時間を置いて冷静に考えてみてください。家族に相談してみたり。消費生活センターでも相談に乗ります。また、必要ないものだと思ったら、話を聞く前に「いいません」とはっきり断ってください。あいまいな返事をしていると、相手の思いつつぼです。

本当に必要だと思っても、時間を置くことが必要。住宅の補修や建築などによくありますが、「特別安く」と言っても相場よりずいぶん高いことがあります。いろいろな所で見積もりをとって、比べてみってから決めてください。

もし、購入、契約してしまい、解約したいという場合には、できるだけ早く消費生活センターへご相談ください。

消費生活相談

勧誘を受けて迷ったとき、契約してしまったけれど解約したいときは、すぐに保健婦人センター2階消費生活センターへ。

相談方法 電話または来所
と き 毎週月～金曜日
10:00～16:00
電 話 64-8996

●学習教材(訪問販売)
四十代が主にターゲットになっています。お宅に訪問し、「教科書に沿った内容」などと言われ、三年分の教材を買ったら話と全然違っていたなど。子供に商品を見せ、やる気をおこさせるように仕向けて契約させるなど、手口は巧妙化しています。

●エステ、化粧品
広告やほかき、電話などで無料や安価な体験コースに誘われ、実際行ってみると非常に高い商品を買わされたり、高額な契約をさせられるケース。無料や格安でサービスを受けた弱みにつけ込んできます。

●マルチまがい商法
二十代に多いのがこのケース。友人から「もうかる話がある」と誘われ、健康食品や洗剤などを売る会員に。「友達などを大勢紹介すれば、自分は商品を買らなくても高収入が得られる」と。実際そんなうまくはいきません。また、友人、知人を紹介することで、人間関係にもひびが…。不況の影響もあり、なかなか減少しないケースです。